

山梨県公報

号外第四号

令和五年

一月二十三日

月 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 山梨県選挙管理委員会告示第十一号の公布公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第十二号の公布公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第十三号の公布公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第十四号の公布公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第十五号の公布公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第十六号の公布公告……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十一号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和五年一月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、次の選挙を令和五年一月二十二日執行の山梨県知事選挙と同時に行う。

令和五年一月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮山 博

一 選挙の期日 令和五年一月二十二日

二 選挙の種類 甲府市長選挙

山梨県選挙管理委員会告示第十二号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和五年一月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第十二号

令和五年一月二十二日執行の山梨県知事選挙及び甲府市長選挙における投票の順序は、次のとおりとする。

令和五年一月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮山 博

一 山梨県知事選挙

二 甲府市長選挙

山梨県選挙管理委員会告示第十三号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和五年一月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、次の選挙を令和五年一月二十二日執行の山梨県知事選挙と同時に行う。

令和五年一月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮山 博

一 選挙の期日 令和五年一月二十二日

二 選挙の種類 上野原市議会議員一般選挙

山梨県選挙管理委員会告示第十四号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和五年一月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第十四号

令和五年一月二十二日執行の山梨県知事選挙及び上野原市議会議員一般選挙における投票の順序は、次のとおりとする。

令和五年一月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

- 一 山梨県知事選挙
- 二 上野原市議会議員一般選挙

● 山梨県選挙管理委員会告示第十五号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和五年一月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十九条第二項の規定により、次の選挙を令和五年一月二十二日執行の山梨県知事選挙と同時にを行う。

令和五年一月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

- 一 選挙の期日 令和五年一月二十二日
- 二 選挙の種類 中央市議会議員一般選挙

● 山梨県選挙管理委員会告示第十六号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和五年一月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第十六号

令和五年一月二十二日執行の山梨県知事選挙及び中央市議会議員一般選挙における投票の順序は、次のとおりとする。

令和五年一月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

- 一 山梨県知事選挙
- 二 中央市議会議員一般選挙